

# 南京都少年野球連盟規約

S50.2.1 作成  
H10.11.29 改訂

- 第1条 名称は、南京都少年野球連盟と呼称する。
- 第2条 当連盟は理事長宅に置く。
- 第3条 当連盟は京都府南部の小学生を主対象に野球を通じて心身の鍛錬、自主性、創造性、併せてルール遵守の精神を養い健全な青少年を育成することを目的とする。(設立の趣旨)
- 第4条 当連盟は上記目的を達成するために必要な行事を行う。
- 第5条 当連盟は毎年「代表者総会」を開催する。総会で総括的審議決定する。  
イ) 当連盟の運営推進に関する事項 ロ) 当連盟の予算及び決算に関する事項  
ハ) その他に関する事項
- なお、代表者総会まで待ち得ない「審議事項」に関するものは、理事長職権による採決、また本部理事会(後述)で審議採決する。採決は出席者の過半数の賛成をもって発効とする。また大会期間中での突発的事項に関して本部理事会にはかかることなく、大会執行委員長(連盟理事長)が即断採決する。委員長不在のときは副委員長(連盟副理事長)が代行する。
- 第6条 当連盟を運営する執行機関は「本部理事会」とする。本部理事会は連盟理事で構成し理事長召集により不定期に開催、企画、運営、その他必要な諸件を審議決定する。
- 第7条 当連盟は次の役員を置く。  
イ) 顧問 若干名 ロ) 会長 1名 ハ) 副会長 若干名  
ニ) 理事長 1名 理事長は当連盟を代表し、運営を総括する。理事長は職権により本部理事会、その他必要な会を招集または解散を命じ、緊急突発事項に関し本部理事会にかけることなく事項の決定をすることが出来る。役員を選出、解任については理事長が提案し理事会の承認を得て決定する。  
ホ) 副理事長 若干名 理事長を補佐する。理事長事故ある時はこれを代行する。  
事務局長(正、副) 若干名 理事長を補佐し、渉外の窓口として連絡を行い且連盟内部の周知徹底を行う。  
財務部長(正、副) 2名 当連盟の会計を担当する。  
総務部長(正、副) 若干名 本部理事会で決定した事項につき運営推進する。  
審判部長(正、副) 若干名 本部理事会で決定した各競技の審判と指導をはかる。  
競技運営部長(正、副) 若干名 本部理事会で決定した事項につき競技の運営をはかる。  
管理部長(正、副) 若干名 当連盟の用具、備品の管理点検をはかる。  
支部長(正、副) 若干名 本部の要請により本部理事会に参画する。また本部の決定した事項を推進すると同時に自区内を総括統治する。  
会計監査(正、副) 若干名 当連盟の会計監査を行う。  
運営委員 当連盟に加入したチームの代表者又は、監督及びコーチは自動的に運営委員となり連盟の活動を全面的に推進する。運営委員は当連盟の存在趣旨に相反する言動、当連盟の名誉を汚損する言動又は団結にマイナスの行為をした者に対しては、理事長職権又は本部理事会において処分する。  
A) 以上の役員の任期は原則として2年とする。但し本人より辞意があり本部理事会で認めるときは、その限りでない。  
B) 連盟の運営に非協力的な態度、連盟の運営にマイナスの行為をした役員は、理事長職権、または本部理事会において処分する。
- 第8条 当連盟の規約については必要あるごとに本部理事会において改廃する。改廃は出席者の半数以上の賛成で有効とする。
- 第9条 当連盟に加入するチームはスポーツ安全協会損害保険に加入することとする。
- 第10条 当連盟に納金した金はいかなる理由でも返金しない。
- 第11条 如何なる理由があっても他チームの選手をひきぬきした場合は代表者と監督、コーチも永久追放とする。
- 第12条 選手の移籍については如何なる理由があってもチーム脱籍後6ヶ月を経過した後連盟の承認を得た後でないと認めない。但し、連盟が承認した場合はその限りではない。
- 第13条 少年野球の精神に反する行為(暴力、暴言、他)したチーム並びに関係者は本部理事会で処分する。
- 第14条 前記各項と当連盟で決定した事項に違反したチームは本部理事会で処分する。
- 第15条 当連盟は必要な会費を徴収する。
- 第16条 上記罰則の処分内容は(永久追放、除名、登録の抹消、出場停止、警告、注意)とする。
- 第17条 上記以外の諸問題が出たときは理事長が決裁し後で理事会に報告する。

第18条 上記以外に規約細則(内規)を設ける。